

関西広域連合告示第3号

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第7条第4項の規定により、関西広域連合の公平委員会の事務を次のとおり、京都市に委託することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第252条の14第3項において準用する同法第252条の2の2第2項の規定により告示する。

令和7年3月26日

関西広域連合広域連合長 三日月 大 造

関西広域連合と京都市との間の公平委員会の事務の委託に関する規約

（公平委員会の事務の委託）

第1条 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第7条第4項の規定に基づき、関西広域連合（以下「甲」という。）は、同法第8条第2項に規定する公平委員会の事務を京都市（以下「乙」という。）に委託する。

（経費）

第2条 乙が前条の規定により委託を受けた事務（以下「委託事務」という。）を処理する場合において要する経費は、乙が支弁する。ただし、その費用は、甲が負担するものとする。

（その他必要な事項）

第3条 この規約に定めるもののほか、委託事務の処理に関し必要な事項は、甲と乙が協議して定める。

附 則

この規約は、令和7年4月1日から施行する。